

令和4年度
南砺市民病院看護師特定行為研修

募集要項
(第4期生募集用)



南砺市民病院

臨床教育・研究センター

I. 南砺市民病院理念と基本方針

理念：皆さまの意向を尊重した質の高い医療の提供により地域社会に貢献します

- 基本方針：1. 皆さまの意向を尊重し、皆さまにとって最善は何かを一緒に考えます
2. 良き医療人を育て、地域医療を守るとともに健康増進に貢献します
3. 医療と経営の質を検証し、向上に努めます

II. 沿革

わが国では、団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）には、1人の高齢者1.8人で支える社会構造になると予測されています。このような状況に対応していくことができるよう、手順書により一定の診療の補助を行うといった高度かつ専門的な知識と技術をもち、チーム医療のキーパーソンとして役割を発揮していくことができる看護師を養成することを目的に国は特定行為に係る看護師の研修制度を創設しました。（保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令 平成27年10月1日施行）

南砺市民病院は、平成31年2月に厚生労働省に特定行為指定研修機関としての指定を受け（2区分・栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連、創傷管理関連）、平成31年4月より看護師特定行為研修を開始しました。平成31年度に一期生の研修修了者を排出し、令和4年3月末現在、本院の特定行為研修修了者は5名に達しています。また令和4年2月には血糖コントロールに係る薬剤投与関連の区分追加予定となっています。

III. 南砺市民病院の看護師特定行為研修理念と研修目標

1. 看護師特定行為研修理念

看護師としての人格を有し、自己の社会的役割を認識すると共に、本研修で看護師としての資質を向上させ、法令遵守はもとより地域医療に貢献できる能力を身につけます

2. 看護師特定行為研修目標

多様な臨床場面において、安心・安全に配慮し健康状態を的確に判断・予測し、生活と医療の両面から一人一人に合わせたタイムリー且つ効果的な医療・看護を効果的に提供できる看護師を育成します。

- 1) 地域医療及び高度医療の現場において、迅速かつ包括的なアセスメントを行い、特定行為を行う上での知識、技術、態度の基礎的能力を養います。
- 2) 患者の安心に配慮しつつ、特定行為を安全に実行できる基礎的能力を養います。
- 3) 医師を含む多職種との連携において、協力的態度で各専門職が効果的に医療にあたるような基礎的能力を養います。
- 4) 患者のニーズを捉え、自らの実践を振り返り、さらに看護実践を標準化する能力を養います。

3. 研修受講要件

- 1) 看護師（准看護師は除く）の免許を有し、資格取得後、通算5年以上の実務経験を有する者。
- 2) 看護職賠償責任保険に加入していることが望ましい。 ※区分別による。
- 3) 就労しながら本研修を受講する意志があること。
- 4) 研修終了後、施設での継続的な役割発揮と貢献する意志があること。
- 5) 所属長の推薦があること。

4. 定員

定員 3名

5. 研修実施日程

令和4年7月～令和5年6月

《受講イメージ》

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
共通科目	開講式		試験			試験						修了式
区分別									試験 (OSCE)			
臨地実習												評価

令和4年7月		開講式
令和4年7月～	12月	e-ラーニング受講（共通科目6科目）
	9月	スクーリング 筆記試験Ⅰ
	12月	スクーリング 筆記試験Ⅱ
12月～	2月	e-ラーニング受講（区分別科目）
	2月	筆記試験Ⅲ（OSCE）及びスクリーニング
令和5年3月～	6月上旬	臨地実習
令和5年	6月末	修了式

6. 研修場所

南砺市民病院にて研修をおこなう。臨地実習においては、研修修了後も特定行為の実践が有効に行われるよう、継続した指導医の指導と、安全に活動する施設基盤を重要と考えるために、当院の協力施設となり、原則研修生の所属施設で行う。常勤医師が不在の施設の場合は、要相談とする。

協力施設となるには、所属施設の医療安全体制、指導者の確保、申請書類の作成、実習場所、実習時間の調整等が必要となります。まず、申請書類にある実習施設情報を記載し提出ください。

7. 研修内容

1) 共通科目

科目名	時間数(時間)	教育方法	学習形態
臨床病態生理学	31	講義 演習	eラーニング 集合研修
臨床推論	44.5	講義 演習・実習	eラーニング 集合研修
フィジカルアセスメント	44.75	講義 演習・実習	eラーニング 集合研修
臨床薬理学	45	講義 演習	eラーニング 集合研修
疾病・臨床病態概論	41	講義 演習	eラーニング 集合研修
医療安全学/特定行為実践	45	講義 演習・実習	eラーニング 集合研修
計	251.25		

2) 区分別科目(必須)

科目名	時間数(時間)	教育方法	学習形態
栄養及び水分管理に係る薬剤 投与関連(必須)	16	講義 演習	eラーニング 集合研修
		実習 10症例(1行為5症例以上の実習)	

3) 区分別科目(選択)

科目名	時間数(時間)	教育方法	学習形態
創傷管理関連(選択)	34	講義 演習	eラーニング 集合研修
		実習 10症例(1行為5症例以上の実習)	
血糖コントロールに係る薬剤 投与関連(選択)	16	講義 演習	eラーニング 集合研修
		実習 5症例(1行為5症例以上の実習)	

8. 修了要件

修了要件は、共通科目、区分別科目を履修し、筆記試験、実技試験、実習などの観察評価などの科目ごとの合格を条件とします。さらに、関係指導者と看護師特定行為研修プログラム委員会で審議の上、看護師特定行為研修管理委員会で修了認定をおこないます。

IV. 受講申込手続き

1. 受講申込方法

出願書類一式を指定の郵送方法で期限必着にて提出又は、直接持参ください。

1) 郵送の場合は、「郵便書留」で送付ください。

封筒表に、朱色で『看護師特定行為研修受講申請書類在中』と記載

2) 提出先

〒932-0211 富山県南砺市井波 938 南砺市民病院 看護師特定行為研修事務部門

3) 受付期限

令和4年2月1日～2月18日 消印有効

2. 受講申請書類

1) 受講申請申込書 (様式1)

2) 履歴書 (様式2)

3) 推薦書 (様式3)

4) 志望理由 (様式4)

5) 看護師免許の写し (A4に縮小コピー) 1枚

6) 認定看護師認定証の写し 1枚 *有効期限内のもの、対象者のみ提出

7) 実習施設情報 (様式5) *南砺市民病院の職員以外に限る

8) 減免申請書 (様式6) *南砺市民病院の職員に限る

提出された書類は返却致しません。

V. 受講決定について

1. 受講決定方法

受付期限内に提出された、不備のない受講申請書類を受け付ける。

書類、面接選考にて決定する。

面接審査日：令和4年2月28日(月)午後 詳細は、受講申請書類提出後に連絡いたします。

2. 受講決定通知

受講が決定した方には、令和4年3月上旬(予定)に「受講決定通知」を郵送いたします。

電話やFAXでの合否問い合わせには応じません。

3. その他

受講決定後に辞退する場合は、速やかに連絡してください。

VI. 受講料の納付

1. 受講料

1) 受講料は下記とする。必須区分以外に区分別科目を選択する場合は、科目によって金額が異なります。

- ・ 共通科目授業料 ① 400,000 円
- ・ 区分別科目授業料
 - 栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連（必須） ② 60,000 円
 - 創傷管理関連（選択） ③ 90,000 円
 - 血糖コントロールに係る薬剤投与関連（選択） ④ 60,000 円

[受講料計算例：①+②+選択する科目が2区分ある場合は③+④となる] *消費税込

2. 注意事項

- 1) 納付金は前納とします。
- 2) 二重振り込みや開講前(6月末まで)に辞退の連絡があった場合を除き、納付金は返却できません。
- 3) 通学、臨地実習のための交通費や宿泊、パソコン等の機器・通信費、書籍、資料やファイル等の教材費、コピー代金、その他学習に必要な費用は自己負担とします。
- 4) 受講料の納付期限は、受講決定通知の同封文書で案内します。

VII. 個人情報の利用目的

「南砺市民病院特定行為研修倫理規定」に基づき、個人情報の取得・利用を適正に運用します。

受講申請書類により取得した個人情報は以下の業務に利用し、それ以外の目的に利用することはありません。

- ・ 受講申請、通知等に関する業務、受講手続きに関する業務及び付随する業務
- ・ 受講に伴う事務（成績管理、就学管理）、受講料の収納事務及び付随する事務

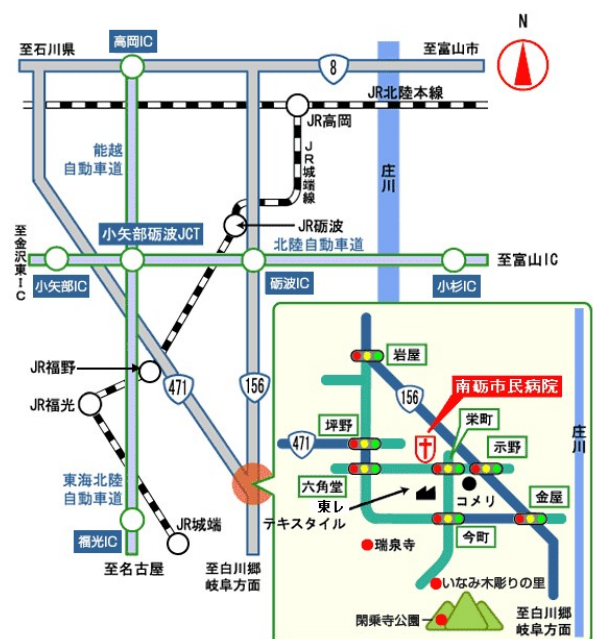
VIII. 賠償責任保険加入について

個人負担で、看護師賠償責任保険加入を推奨します。加入時は、研修開始日まで加入してください。

患者に侵襲的に関わる区分（創傷管理関連）に関しては、加入を必須とします。

IX. アクセス

1. JR（北陸本線高岡駅より）
加越能バス(戸出, 砺波, 庄川, 城端方面行き)
約 60 分 井波にて下車
徒歩 10 分
2. JR（城端線砺波駅より）
加越能バス(庄川, 城端方面行き)
約 15 分井波にて下車
徒歩 10 分
3. JR（城端線福野駅より）
加越能バス(加越線庄川町行き)約 13 分
北川にて下車
徒歩 3 分
4. お車
北陸自動車道 砺波 IC で降りて、国道 156 号線を南ト約 15 分



X. お問い合わせ

連絡先

南砺市民病院 臨床教育・研修センター
看護師特定行為研修事務部門（中嶋範英）

〒932-0211 富山県南砺市井波 938

[TEL:0763-82-1475](tel:0763-82-1475) FAX:0763-82-1853

e-mail : kensyu-shiminhp@city.nanto.lg.jp